

## <医療機関ご担当者様用>

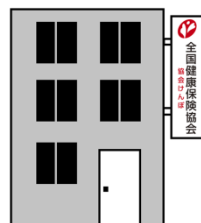
# 限度額適用認定証申請手続きにかかる 注意事項（協会けんぽ加入者用）

平成29年3月 協会けんぽ神奈川支部

# 1. 手続フローチャート

医療機関様より  
入院手続の説明

この際に協会けんぽ加入者  
に対して、限度額適用認定  
書の配布をお願いいたします。



加入者から「健康保険限度  
額適用認定申請書」を協会  
けんぽ都道府県支部に郵送  
をお勧めください。

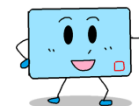
1週間程度

限度額  
適用  
認定証



協会けんぽから「限度額適  
用認定証」を送付します。  
※医療機関様のご住所へ送  
付することも可能です。

限度額  
適用  
認定証



加入者が保険証と併せ  
て限度額適用認定証を  
提示します。  
窓口にて自己負担限度  
額を計算ください。

## 2. 申請書送付先

見本

健康保険  
被保険者証

本人（被保険者）

00111

平成26年 6月25日交付

記号 21700023 番号 21

氏名 キョウカイ 如 太郎  
生年月日 平成 元年 5月 10日  
性別 男  
資格取得年月日 平成 26年 6月 1日



事業所名称  株式会社

保険者番号 01010016

保険者名称 全国健康保険協会  支部

保険者所在地  市  区  町  -  -

印

見本

健康保険  
被保険者証

家族（被扶養者）

01111

平成26年 6月25日交付

記号 21270023 番号 21

氏名 キョウカイ ハコ 花子  
生年月日 昭和 18年 10月 1日  
性別 女  
認定年月日 平成 26年 6月 1日  
被保険者氏名 協会 太郎



事業所名称  株式会社

保険者番号 01010016

保険者名称 全国健康保険協会  支部

保険者所在地  市  区  町  -  -

印

加入支部をご確認ください  
(加入支部へ申請書を送付ください)

### 3. 申請から発行までの日数

#### ①協会けんぽ神奈川支部加入者の場合

- 一般のお客様からのお問い合わせにつきましては、目安として「約1週間～10日」とご案内しております。
- 現状は、（書類不備等がない場合）書類を受付した翌々営業日に東京から発送しております。（平成29年3月現在）
- なお、認定証は申請書を当支部で受付した日の属する月より有効となります。

#### ②協会けんぽ他支部加入者の場合

- 事務処理スケジュール及び送達日数が異なりますので、余裕を持ってお手続きください。（特に遠方の支部）

## 4. 基本事項

①区分は5通り（ア、イ、ウ、エ、オ）

※区分により自己負担限度額が異なります

②住民税非課税の方・・・被保険者本人の非課税  
（区分「オ」） 証明書（原本）添付が  
必要（市区町村発行）

③70歳以上の方・・・被保険者が住民税非課税の  
場合のみ手続きが必要

**注意**：②③の場合は、申請書(非課税者用)が一般用と  
異なります。

## 5. 記入時のポイント

### ☑記入誤りの事例

- 被保険者証の「家族」が入院のとき、申請書の「被保険者欄」に誤って家族名を記載
- 記載を誤りますと、書類をお返しする場合がございますのでご注意願います。

### ☑被保険者の住所とは別の住所を記入する欄

- 入院先へお送りすることも可能です。  
(例：〇〇病院 〇〇棟 〇〇号室 〇〇〇〇様宛)

## 6. 申請書セットが無くなったとき

- 協会けんぽ神奈川支部宛てFAX連絡票にてご連絡ください。必要数をお送りします。
- その他必要な申請書がございましたら、FAX連絡票の「その他連絡事項」に記入いただければ同封いたします。

ご不明な点などございましたら  
お気軽にお電話ください。  
ご協力をよろしくお願いいたします。

企画総務グループ ☎ 0 4 5 - 3 3 9 - 5 5 2 3  
FAX. 0 4 5 - 3 3 9 - 5 5 7 6